

## 溜池の質疑応答 2022\_1026

大矢知地区自主防災協議会

Q 1 \_\_ため池の届出状況、所有者、管理者について

A 1 \_\_ため池の届出は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の第4条において、都道府県知事に届け出ることとなっています。ただし、国や地方公共団体が所有するため池は届出提出の対象外となっており、庄作溜は四日市市、新溜は三重県の所有となっておりますので、届出の必要はありません。

また管理者は、庄作溜は四日市市、新溜は三重県となっております。

※管理者：農業用ため池について所有権以外の権限に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者。

Q 2 \_\_ (ハザードマップ作成義務ある) 特定農業用ため池に指定されたか。

A 2 \_\_特定農業用ため池は、国や地方公共団体が所有するため池を対象外にしておりますので、庄作溜、新溜は特定農業用ため池の指定対象外です。

※特定農業用ため池：個人や自治会が所有するため池を対象

Q 3 \_\_水量チェック方法の有無

A 3 \_\_ため池には、水位計を設置しておりません。しかし、ため池の貯水できる水量がいっぱいになると、それ以上高く水が溜まり堤体から越流することを防ぐため、「洪水吐」という施設から余分な水を流出しています。そのため、ため池は基本的に洪水吐の高さ以上には溜まりません。しかし、洪水吐や下流の水路に土砂や流木が溜まっていると、流れを障害し水が洪水吐の高さ以上に溜まり、堤体を越え決壊する恐れがあります。

Q 4 \_\_ 3分では避難不可、事前に危険を知らせてほしい。

A 4 \_\_四日市市には、ため池に関する情報を事前に通知する手法が無いため、どのようにため池の情報を地域住民に伝え、どのように避難を呼びかけるシステムを構築するのは、関係部局と検討すべき課題と考えております。そのため、大雨時に特別警報が発表され、また大きな地震が発生した際は、マップで示されている浸水区域からなるべく離れる、または浸水高さより高い場所へ避難することが重要になります。

河川排水課においては、庄作溜、新溜のような同じ条件下のため池37箇所耐震調査や施設劣化調査を行い、現状の把握に努めております。その調査結果により、各ため池にどのような対策が必要かを定め、適正な管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。